

燕市で先端設備等導入計画の認定を受けたみなさまへ

固定資産税軽減の適用には手続きが必要です。

令和7年4月1日以降に取得したもの（地方税法附則第15条第43項）

設備を取得した初年度の申告では、忘れずに下記の手続きをおこなってください。

対象者	1. 資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人 2. 資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員が 1,000 人以下の法人 3. 常時使用する従業員数が 1,000 人以下の個人事業主 1～3うち、燕市で先端設備等導入計画の認定を受けた者 ※ ただし、以下の法人は特例措置の対象外です。 ・ 同一の大規模法人から 2 分の 1 以上の出資を受ける法人 ・ 2 以上の大規模法人から 3 分の 2 以上の出資を受ける法人															
要件	1. 令和7年4月1日以降に認定された先端設備等導入計画（<u>1.5%以上の賃上げ表明必須</u>）に基づき、計画の認定後に取得したもの 2. 年平均の投資利益率が5%以上とすることが見込まれることについて、投資計画に記載された設備であること 3. 中古資産でないもの 4. 生産、販売活動等に直接使用するもの 5. <table><tr><th>設備の種類</th><th>最低取得価額</th></tr><tr><td>機械及び装置</td><td>160万円以上</td></tr><tr><td>工具</td><td>30万円以上</td></tr><tr><td>器具及び備品</td><td>30万円以上</td></tr><tr><td>建物附属設備 （償却資産に該当するもの）</td><td>60万円以上</td></tr></table>				設備の種類	最低取得価額	機械及び装置	160万円以上	工具	30万円以上	器具及び備品	30万円以上	建物附属設備 （償却資産に該当するもの）	60万円以上		
設備の種類	最低取得価額															
機械及び装置	160万円以上															
工具	30万円以上															
器具及び備品	30万円以上															
建物附属設備 （償却資産に該当するもの）	60万円以上															
特例率等	<table><tr><th>賃上げの表明</th><th>設備の取得時期</th><th>適用期間</th><th>特例率</th></tr><tr><td>1.5%以上</td><td>令和7年4月1日～令和9年3月31日</td><td>3年</td><td>1/2</td></tr><tr><td>3%以上</td><td>令和7年4月1日～令和9年3月31日</td><td>5年</td><td>1/4</td></tr></table>				賃上げの表明	設備の取得時期	適用期間	特例率	1.5%以上	令和7年4月1日～令和9年3月31日	3年	1/2	3%以上	令和7年4月1日～令和9年3月31日	5年	1/4
賃上げの表明	設備の取得時期	適用期間	特例率													
1.5%以上	令和7年4月1日～令和9年3月31日	3年	1/2													
3%以上	令和7年4月1日～令和9年3月31日	5年	1/4													
手続き	1. 償却資産申告書（償却資産課税台帳）「11 課税標準の特例」の「有」に丸を付けてください。 2. 種類別明細書の該当設備の部分に以下の事項を記載してください。 ①課税標準の特例欄（率の欄）…該当する特例率 ②摘要欄…「特例資産／附則15条43項」 3. 添付書類として、次に掲げる①～⑤を全て添付してください。 リース会社の申告の場合は、⑥⑦も必要です。 ①認定を受けた先端設備等導入計画（変更）申請書及び（変更）計画書一式のコピー※注1 ②先端設備等導入計画（変更）認定書のコピー※注1 ③認定経営革新等支援機関による事前確認書のコピー※注1 ④認定経営革新等支援機関が発行する投資計画に関する確認書のコピー※注1 ⑤従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面のコピー ⑥リース契約書のコピー ⑦公益社団法人リース事業協会が確認した「固定資産税軽減計算書」のコピー 注1：計画変更等により2回以上に分けて認定を受け、設備を取得した場合は、認定の都度の書類が必要です。 注2：設備を取得した初年度の申告で手続きを行うことで、次年度以降はその設備に関する①～⑦の書類の提出は不要となります。															

お問い合わせ（受付時間：開庁日の8:30～17:15）

固定資産税特例（償却資産申告）に関すること：税務課資産税1係 Tel0256-77-8146（直通）
先端設備等導入計画に関すること：商工振興課新産業推進係 Tel0256-77-8232（直通）